

# ○富士市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年 2月25日

条例第2号

改正 平成31年 3月29日 条例第2号 令和2年 6月30日 条例第17号  
令和3年 3月25日 条例第22号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、富士市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、富士市議会（以下「議会」という。）における各会派に対する政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔令和3年条例22号〕

(交付の対象)

**第2条** 政務活動費は、議会における会派（所属する議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付の額)

**第3条** 政務活動費の額は、月額3万2,000円に各月の1日（以下「基準日」という。）における会派に所属する議員数を乗じて得た額とする。

一部改正〔令和3年条例22号〕

2 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名、会派の解散又は議会の解散があった場合における当該議員は、前項に規定する会派に所属する議員に含まないものとする。

全部改正〔令和3年条例22号〕

(交付の方法)

**第4条** 政務活動費は、前条第1項に規定する額を半期（4月から9月まで及び10月から翌年3月までの各区分による期間をいう。以下同じ。）ごとに当該半期に属する月分（半期の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月分）を当該半期の最初の月の末日までに交付する。

全部改正〔令和3年条例22号〕

2 半期の中途において新たに会派が結成された場合は、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を当該翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、当該会派に対し、交付する。

全部改正〔令和3年条例22号〕

(議員の異動に伴う調整等)

**第5条** 政務活動費の交付を受けた会派が半期中途において、会派に所属する議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後について、当該翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、当該翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の基準日の議員数に基づいて算定した額が既に交付した政務活動費の額を上回るときは、差額を追加して交付し、下回るときは、差額を返還させるものとする。

全部改正〔令和3年条例22号〕

2 政務活動費の交付を受けた会派が半期中途において解散した場合(議会の解散その他の事由により会派が消滅した場合を含む。第8条第3項及び第9条第2項において同じ。)は、当該会派の代表者であった者は、既に交付を受けた政務活動費の額から解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以後の政務活動費を解散後速やかに返還しなければならない。

一部改正〔令和3年条例22号〕

(交付の特例)

**第5条の2** 第4条第2項の規定にかかわらず、半期中途において一般選挙後又は補欠選挙後に新たに会派が結成された場合は、当該会派に対し、会派が結成された日の属する月分以後の政務活動費を交付する。

2 前項の場合において、会派が結成された日の属する月に係る第3条第1項に規定する会派に所属する議員数は、同項の規定にかかわらず、会派の結成時における議員数とする。

3 前条第1項の規定にかかわらず、補欠選挙後において、当該補欠選挙により当選した議員が現に存する会派に所属したことにより半期中途において議員数に異動が生じた場合は、当該会派に対し、異動が生じた日の属する月分以後について、異動後の議員数に基づいて算定した額と既に交付した政務活動費の差額を交付する。

追加〔令和3年条例22号〕

(政務活動費を充てることのできる経費の範囲)

**第6条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費で、別表で定めるものに充てることのできるものとする。

(経理責任者)

**第7条** 会派の代表者は、政務活動費の経理を明確に行うため、会派に所属する議員のうちから経理責任者を定めなければならない。

2 経理責任者は、政務活動費の収支の状況を常に明確にしておかなければならない。

(収入及び支出の報告)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、次に掲げる書類の写し(以下「証拠書類」という。)を添付して議長に提出しなければならない。

(1) 政務活動費の収入及び支出に係る会計帳簿

(2) 領収書又はこれに準ずる書類

2 前項の収支報告書及び証拠書類は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が半期中途において解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から10日以内に第1項の収支報告書及び証拠書類を提出しなければならない。

一部改正〔平成31年条例2号・令和3年22号〕

(政務活動費の返還)

**第9条** 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該年度において支出した総額を控除して残余额がある場合は、その額(預金利子を含む。)を返還しなければならない。

一部改正〔令和3年条例22号〕

2 政務活動費の交付を受けた会派が半期中途において解散した場合は、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「会派」とあるのは、「会派の代表者であった者」と読み替えるものとする。

追加〔令和3年条例22号〕

(収支報告書及び証拠書類の保存及び閲覧)

**第10条** 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書及び証拠書類の閲覧を請求することができる。

一部改正〔平成31年条例2号〕

3 議長は、前項の規定による閲覧の請求があったときは、富士市情報公開条例(平成14年富士市条例第30号)第7条に規定する非公開情報が記録されている部分を除き、閲覧に供するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、収支報告書及び証拠書類の閲覧に関し必

要な事項は、議長が定める。

追加〔平成31年条例2号〕、一部改正〔令和3年条例22号〕

(透明性の確保)

**第11条** 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書及び証拠書類について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

一部改正〔平成31年条例2号・令和3年22号〕

(委任)

**第12条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(富士市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止)

2 富士市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年富士市条例第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の富士市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(令和2年度の政務活動費の額の特例)

4 令和2年度の政務活動費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、年額22万5,000円とする。

追加〔令和2年条例17号〕

(令和3年度の政務活動費の額の特例)

5 令和3年度の政務活動費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額3万7,500円とする。

追加〔令和3年条例22号〕

**附 則** (平成31年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**附 則** (令和3年3月25日条例第22号)

1 この条例は、令和3年4月1日から適用する。

2 この条例による改正後の富士市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付する政務活動費については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

区 分	内 容
資料作成費	(1) 資料の作成に要する経費 (2) 複写機使用料
資料購入費	書籍、新聞、雑誌その他資料の購入等に要する経費
会議費	会議、研修会等への出席又は開催に要する経費
事務費	(1) 消耗品代 (2) 通信運搬費 (3) 会派が雇用する職員の賃金
調査旅費	会派の行う先進地の調査又は現地調査に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う活動に必要な経費